

平成27年度 第4回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第4回岸和田市障害者施策推進協議会
日 時	平成28年3月28日（月）午後2時～午後3時20分
場 所	岸和田市役所 新館4階 第2委員会室
出席委員	松端委員 岩田委員 岩佐委員 上野委員 寺田委員 加藤委員 松崎委員 松藤委員 今口委員 高田委員 山内委員 根末委員 佐藤委員 以上15名
欠席委員	大谷委員 浦川委員 原委員 以上3名
事務局	小林保健福祉部長 上田障害者支援課長 西河障害者支援課参事 宮内障害福祉担当主幹 寺本障害福祉担当長 田中障害福祉担当長 長谷川福祉医療担当長
傍聴人数	2人
次 第	1 開 会 2 議 事 1 「第4期岸和田市障害福祉計画の進捗状況について」 2 「障害者差別解消法について」 3 「その他」 3 閉 会
配布資料	○第4期岸和田市障害福祉計画の進捗状況調書（平成27年度上半期） ○給付金見舞金の転換施策

会長あいさつ

皆さん、こんにちは。今年度第4回目の施策推進協議会ということで、今年度は給付金見舞金の話を中心にさせていただきました。それからいよいよこの4月から障害者差別解消法が施行されますので、差別をめぐっても、底流ではそういう話をしながら、具体的には給付金見舞金の話を中心にしてきたかと思います。本日は、この障害福祉計画の進捗状況と障害者差別解消法の施行に伴っての市の取組について、それから、その他になりますが給付金見舞金の転換施策についてを主な議題として進めて行きたいと思います。よろしくお願ひします。

【議事】

会長：それでは次第に沿って進めていきたいと思いますが、まず事務局から説明をお願いします。その前に、議事録署名人を、松藤委員と松崎委員にお願いいたします。

事務局：資料に基づき第4期岸和田市障害福祉計画平成27年度上半期の進捗状況について説明。

会長：はい、ありがとうございました。質問なりご意見なり、いかがでしょうか。

これは、27年度計画値で、その次が27年度上半期実績値で、それを比べていくと計画に
対してどうか、ということがわかるということですね。

事務局：はい。あとは第3期の実績値とも比べられるよう、第3期の実績値も記載しております。

会長：26年度までの実績値、27年度の計画値、27年度上半期の実績値、28、29と3年間の計画
値が入ってまして、それと比べていただければ、ということですね。いかがでしょう、よ
ろしいでしょうか。

（特に意見なし。）

それでは、お気づきの点がありましたら、あとで言っていただければと思います。2の「障害者差別解消法の施行について」にまいります。

事務局：障害者差別解消法の施行について」事務局より説明

会長：障害者差別解消法ということで、一つ、不当な差別的取扱いを禁止する、これは、あからさまな差別と言うか、障害があるということを理由にした差別と言うことですよね、もう一つは合理的配慮を欠くことも差別だと、言うことになるので本人からの申し出に応じてしっかりとコミュニケーションをとりながら合理的な配慮をしましょう、と、仮にできない場合でも、できない理由だとか、代わりの対応の仕方について、建設的対話ですかね、ご本人としっかりと話し合って、対応を考えましょうということなので、市としては職員対応要領も作成して、市の職員として、どこの課であろうと差別がないようにしていきましょう、ということで、説明会なり啓発のリーフレットを作ったり、ということでですけれども、いかがでしょうか。

委員：障害者差別解消法が4月からスタートするのですが、先だって施行に向けてのヒアリングということで、担当の部署からヒアリングを受ける機会がありました。視覚障害の方もヒアリングの機会に接したんすけれども、視覚障害の立場からご意見申し上げました。これがどのように反映された形になったか、その辺を、お知らせください。

事務局：1月の後半20日ぐらいから、2月の第1週にかけまして2週間に渡って視覚障害者協会を始めとしました10団体の方々に、内閣府の職員対応要領でありますとか、昨年の3月に策定されました大阪府の差別解消ガイドラインを基に作りました素案について、ヒアリングをさせていただきました。特に具体的に反映させた部分はないんですが、その中で、この協議会で資料を送っているのですが、メールに添付して送っています。その添付ファイルを取り出すのが困難であり、直接ベタ打ちで送ってもらったほうが、簡易に受け取ることができるというご意見もいただきました、お示しはしていませんが職員対応要領の中にも、「協議会の委員の方に書類を送るときはテキスト形式で」という文章があったのを具体的に変えようかと思ったのですが、テキスト形式がベタ打ちという表現であると考えられ、これはあくまで事例でありますので、受け取る側の方がどうすれば一番受け取りやすいのか、ということを確認して、その方法を実現した形で実施してください、と言う内容だったので、変えませんでした。そのあたりも、職員の研修会で伝えていきたいと考えています。

委員：よろしくお願いします。

会長：その他、いかがでしょう。

委員：今、説明を聞いていたのですが、障害者差別解消法は市役所の職員が対象ですか。ちがいますね。これは法律で決まって、こうしなさいと決まったのだから、担当課は一般市民なり、事業者なりに啓蒙啓発をしていかないといけないと思いますが、その点はどうなりますか。一般には誰がしますか。

事務局：具体的な措置としましては、不当な差別的取扱いをしないことと、合理的配慮の提供をさせていただくことが大きな2つのことなのですが、法律の中では市役所等の行政機関は両方とも法的に義務であります。また事業者につきましては不当な差別的取扱いは法的義務なのですが、合理的配慮をしなければならないについては、努力義務と言うことで、するように努めなければならない、ということになっております。事業者と言うなかには、ボランティアの団体まで入るので、個人の発言以外は対象になってくると考えております。その対応をするためには、行政等の機関は職員対応要領を定めて対応していく、事業所につきましては、それぞれの監督官庁がありますので、例えば福祉の事業所でありますら厚生労働省が対応指針と言うガイドラインを作っておりますので、そちらに基づ

いて対応していくことになっています。事業所につきましては、それぞれの監督官庁から下りてきまして、ホームページやメール等でガイドラインができたことを通知を差し上げたり、障害者支援課で言いますと、来月の事業者説明会の中であらためて伝えていきたいなと考えております。また市民の方や事業所も含めては、4月号の広報に掲載したり、ホームページに4月1日に施行されましたことを、掲載していきたいと考えております。

会長：広く市民にも啓発していくということですね。その他いかがですか。

委員：法律とすることであれば、もし、守っていただかなかつた場合、例えばどこか役所のセクションが守っていただかなかつた場合など、誰かが守らなかつた場合にどのような罰則があるのか、教えてください。それともないのか。

事務局：この法律の名前が、禁止法ではなく、差別解消法である大前提がありまして、法律のほとんどが禁止している法律であって、それを破った人は罰せられる、というのがほとんどの法律かと思うのですが、差別をした人を罰することが目的ではなくて、差別 자체をなくしていくこうと、差別をした人も、障害のある方も、建設的な話をしながら、100%その要望ができればいいですが、いろんな状況でできないこともあるかと思いますので、話し合って、歩み寄って、建設的な話で、解消する手段、方法を見つけていこうというところが、その趣旨かと考えております。具体的な罰則については載っていませんが、例えば市の窓口で職員が差別に当たるような行為をして、繰り返して注意しても直らない場合は、職員対応要領は庁達と言う市長からの市長部局の職員に対する命令ですので、これに従わないと地方公務員法で罰せられることになると思います。また事業所につきましては、何度も勧告をしても従わないと場合は、その事実を公開したりするということになり、社会的な制裁となるのかなど、言われています。具体的な罰則は法律には、報告をしなかつた場合と個人情報を漏洩した場合に罰則があるという条項がありましたが、具体的な罰則としてはそこしかないのですが、差別をした側につきましては、先程のとおりの罰則という形になるのかと考えております。

会長：よろしいでしょうか。規定としては緩い規定ですよね。

委員：障害者を雇用するときの法定雇用率があったときに、大きな会社でも罰金を払ったほうが安くつく、というようなことがあって、改裝するより罰金のほうがいいということで障害者を雇わないというところが何社か、私の知っているだけがありました。なぜかと聞くと中を改造するほうがお金がかかるから、罰金を払うほうが安くつくということを言っているところがありました。それを思い出したのですが、今言つていただいているのは、役所とか大きなところで、国や府の管轄化にあるようなところはそれでいいでしょう。これは全部が対象になるわけでしょう。小さいところなら、「そんなんええわ」と名前を挙げられても応えないような悪徳業者もたくさんあると思うんですね。こうなってきたときに、何らかの処置が、名前を挙げられても応えないようなところを、応えないような人、多分守っていただけない方は、いくら言ってもしないでしょうね。役所と違うから。そうなったときにせっかく作っていただいた法律が、一部のために、我々にとってよろしくないことになってくるのではないかなど、思ったものですから、何らかの縛りがない寂しいかなと、思います。

委員：いろんな方がいらっしゃるので罰則を、と言う話もあったのですが、ただ、一般の方々でも、それが差別に当たっているのかわからない事例も結構あると思います。それがヒアリングでいろんな団体をまわっていただいて、「そういうのが不快な思いをしているのか」と、直接話してみないとわからないというのも出たと思うんです。ですから、ヒアリングで出て一般の人には、これが差別されていると障害者の方が思うんだというのが、あると思うんです。具体に啓蒙していただいたらいいのかなと思います。なにも傷つけるつもりで言つてないで、傷ついている方もいらっしゃると思いますので、ヒアリングを有効に使っていただきたいと思っています。

会長：ご本人が不快な思い、つらい思いをしている場合、悪気なく、そういうことってたくさんあります。

んあるでしょから、そういう事例を丁寧に紹介していき、なくしていくというのを、法律の趣旨からしても解消していこう、ということだと思いますね。

委員：一般の人や事業所なりに差別を受けた場合は、具体的に相談にいくのは、小さい弱い人ならとりあえず役所に来るんですね。それで役所は窓口を2つ設けているということだから、お願ひですが、役所は絶対に障害者の側に立って支援してくださいね。逆に押さえ込むということがあってはあかんと思うんですね。窓口の職員の気持ち、やる気、担当課はこれを広めていかないといけないと思うのですが、なんか事業所はどこそこの監督庁と、任せっきり、というようじやなくて、先頭に立って、障害者の差別解消法ができたのだからそれを広めていってほしい、だから、啓蒙なりPRはどこがするんですか、と聞いたんですが、先頭でやっていって欲しいし、窓口が二つできたんだから、ただ聞くだけとか、押さえ込むのではなくって、一緒に差別を受けたところまで言って、話をしてあげて欲しい。それと権限は何かありますか。なにも権限はないんでしょうね、聞くだけで。窓口の人は親身になって相談に乗ってあげてください。

会長：有難うございました。本人の話を聞いて、仮に差別的な事案があるとしたら、相手方の人と話合いをして、納得をしていただくような方法を考えるというのが基本ですので、うまく言いくるめてながったことにする、というのは絶対にあってはいけないことです。

その他なれば、その他の案件ということで、給付金見舞金の代替施策ということで、よろしくお願ひします。

事務局：資料2により説明。

会長：有難うございました。予算の額はいくらでしたか。

事務局：27年度の予算額で7,735万円です。

会長：そのお金がなくなるわけですね。そのお金で何をするかというと資料2の裏側の①から⑦まで、新たな新規事業が二つ入っていますけれど、基本的には対象拡大、あるいはサービスの拡充という形で対応していきたいということですね。いかがでしょうか。

結構、踏み込んだ形ですかね。精神障害の方が障害者だと言いながら、いろんな施策から漏れていたのを、今回、タクシーもそうですし、グループホームの家賃補助もそうですね。といった形で、精神障害の方も対象に入れるという形で対応していくということですね。

委員：ただいま7つの転換施策のお話しがありました。前年度の7,735万円、その金額が、そのまま新しい28年度からの政策の中に転換施策の中に、具体的な数値で、どのような割合で当てはめられた金額なのか、これはもちろん、これから使っていく制度なので未知数のところもあるだろうが、具体的に今の予算を要求する中で7,700万円の金額をどのように割り振っておられますか。

事務局：転換施策のサービスの拡充なり、対象者の拡大ということで障害者支援課が財政課に要求させていただいたのは、重度障害者等タクシー助成事業につきましては、対象者の拡大ということで553万3千円の金額となります。相談支援事業につきましては、1ヶ所3障害に対応できる委託相談支援事業所ということで1,800万円、続いて移動支援事業もサービスの拡充ということで839万6千円の金額になります。続いて住宅改造事業につきましては、これも対象者の拡大ということで800万円の予算がついております。それから医療整備事業につきましては、この4月から実施することが困難ですので予算としては0円になります。それから地域生活移行支援事業につきましては身体と知的の分を合わせまして450万3千円という予算でございます。それからグループホーム家賃補助につきましては、これも対象者の拡大ということで270万円です。その費用を足しますと4,700万円ほどなんですが、障害者歯科の分が入っておりませんので、この事業をしていくにあたりましては、初期費用というのが、かなりかかるかと思いますので、それと相談支援事業につきま

しても拡充したいと考えておりますので、それが今後していくとなると、同等の金額以上の費用がかかってくるということになります。7,700万円では不足するという場合もあるというところです。

委員：わかりました。

会長：とりあえず、今言ったような形で振り分けていただいて、⑤（障害者歯科）はこれからだということなので、経費のほうは不確定だということで7,700万円を超えるのではということですね。その他いかがでしょうか。

委員：今、ご説明いただいた金額、内訳ですが、細かく言っていただいたのですが、この7,700万円というのは、今までのサービスの上乗せと考えていいんですか。ということは今まで外で使っている分の上乗せでこれだけかかるということで、いいんですね。

事務局：はい。

委員：タクシー料金の助成問題で、その問題に限らず、協議会で議論されたことを、それなりに逐一会員さんに報告をしてまして、昨日3月の例会がありまして、いただいた資料を基に報告したんですが、小さな20人ほどの組織で、昨日は14名の出席でしたけれども、以前から期待が大きいんですけれども着地点が見透かされているというか、結局、重度障害というところが一番問題になりまして、うちの家族会の方もその辺に一番着目されましたし、ただ実数はどういうふうに疑問を感じるのかということで、昨日、自分なりに市から頂いた、26年4月現在という数値の資料を基にはじき出したんですが、これを見ても他の障害者手帳を所持している方との落差が大き過ぎてその辺の数字を知らないままにも、うちの会員さんは大きな疑問を持っていまして、そこへ持ってきて障害者手帳を有しない方が多いんです。従いまして、ここで言う数値は他の障害者が全体として何人いるかという、基本的な数値の段階から狂っているわけですわ。で、なぜ障害者手帳を取得しないのかということで、また聞いたのですが、最大の理由は、やはりメリットがない、ということですわ。お金もかけて、それに対するメリットがほとんどないということがまず第一、それと本人が精神障害者手帳を取得することについて非常に強く抵抗するというようなことが代表的に語られているんですわ。昨日の14人の中で手帳を有していない方が6人いました。そんなことで、期待はしながらも重度、重度といわれることについてね、非常に虚しい思いをされている家族様が非常に多いです。少し数字だけ言いますと、先程の26年4月現在の資料に基づいていいますと、精神の手帳の1級から3級までの手帳所持者が1,256人、その対象になる1級所持者が168名です。13.3%の方が対象、1級になるということになるのですが、その他の身体及び療育手帳を所持している方で助成の対象になる方は両方平均しますと約44.7%の方が助成の対象になっているんですね。この辺を見ても非常に開きがあって、なおかつ問題があるのは、障害者手帳の1級から2級の格下げというのか、表現が難しいのですが、名実ともに2級になるのなら家族も本人も喜ぶのですが、そうでないのに1級から2級になった方がいるのですが、昨日出席された方の中では一人もいないんですよ、1級の方は。3年前で5人ほどいたのが今0人ですね、だから世間でたまに耳にすることですが、認定基準のキツさというか、それがもろに働いているなというのが、肌に感じまして、そんなことがありますので、非常に拡充ということには、確かになりはするんですけどもね、やっぱりご家族皆さんが成果があったなということで、喜んでいるものになるのかな、ということで言いますとね、せっかく努力していただいたにもかかわらず、虚しさがあります。自分が預かっての4年間は、絶えず他の障害者と比較した場合の問題点について、いつも披瀝させてもらっていたんやけれども、差別という言葉は嫌いですが、差別という観点ではなしに精神障害者も他の障害者と同等にね、しんどいんですわ。経済的にも医療費の面でも、いろいろしんどい面は一緒ですのでね、そういう観点でとりあえず、机上の計算で、重度ということで、右へ倣えしたわ、ということではなしに、内容を吟味してもらった上での対処をお願いしたかったけれども、そういう意味ではせっかくの成果を頂きながらね、愚痴っぽいことを言ったんですが、家族の声を代

表して、お聞きいただきたいと思って、発言しました。

会長：ま、重度障害者等タクシー助成事業でしたら、重度ということなので、精神障害者保健福祉手帳であれば1級の方と、ということで対象にされた、新たに含めたということですけれども、あと難病とかも重度の認定を受けた方ということですけれども、ま、精神の方でいうと、知的や身体障害者の方と重度の平均が44.7%で半分ぐらいをカバーすることになるけど精神の方でいうと13.3%、ということなので、形式上対象には入ったけれども、実質まだ開きがあると、というご指摘かと思いますので、引き続きご検討いただきたいなと思います。

委員：医療整備事業ですが、2年目以降も3,000万円近く必要なのでですか。泉州地域に歯科診療所を建設というのは大阪府も言っていますよね。大阪府の方から補助がでないのでしょうか。

事務局：大阪府の補助というのは、今のところはあるようなんです。ただ市が事業としてやれば難しいようで、例えば歯科医師会の先生方とか、そういう事業をやっていただける方にこちらが委託するというんですかね、そういう形であれば今のところは出る、というようには聞いています。平成27年当初の情報です。

会長：歯科医師会がしてくれるとなると補助はつくが、市が単独でやろうとすると補助がでない。

事務局：そうですね。人件費になるかと思います。事業を進めるにあたっての。

会長：だから受けてが必要ということですかね。

委員：以前も大阪府からの援助があるのでということで、検討はさせてもらったのですが、今、市の方が言われたように、市の方の援助と大阪府からの援助を両方受けるというわけにはいかないと、大阪府の援助を受けるんだったら、それだけでやって欲しいということで、府からのみの援助だけでは、とても、人件費などで回らないということで、岸和田市の歯科医師会単独ということではしんどいので、泉州6支部の地域とか、もう少し拡大してもらっている検討もしたんですけども、なかなか温度差がありまして、やっていただけない市とか協力していただける市とか、歯科医師会の話ですが、あります、結局、まとまらなくて流れているというところなんです。今回市の方の単独、というお話を頂いて、大阪府からの援助よりは、やっていけそうな額を予算として頂いているようなので、大阪府からの援助を受けるよりは、実現可能な範囲なのかなと、思っています。

会長：ずっとこれは長年の懸案事項で議論いただいているということであったと思いますけど、あ、よろしくお願ひします。

委員：医療整備事業では、2年目以降も継続的に3,000万円近くも必要なのでですか。

事務局：初期費用につきましては3,000万円程度を見込んでおりまして、その初期費用で事業をしていくのが整いましたら、次年度以降は運営ということで、それは先進市の予算等を見させていただいて、1,200万円程度は必要かということで、考えています。

会長：立上げに3,000万円、事業運営に1,200万円ずつかかっていくということですね。いろいろとご検討していただいておりますので、ぜひ実現する方向で考えていただけたらな、と思います。

委員：重度障害者等タクシー利用の部分で、精神の手帳をお持ちの方は1級のみ対象になるということだったのですが、手帳の等級が必ずしも実情に反映されにくいということを、会議で申し上げて、できれば福祉サービスを使うときの障害支援区分の方で基準を設けていただけたら、とお願いをさせていただいたのですが、ただそれも実際にするには難しい面があったのか、手帳の1級のみということになっているのですが、ただ、私も具体的に数を読んだわけではないのですが、今年度1年事業を通してかかわらせていく中で、ちょっと気付いた点は、手帳、年金の等級が下がった方が、今年度多かったです。特に気になったのが、状態が変わってなくて、落ちましたという、相談いただくことが多かったです。医者は前と同じに書いたのに、と言う方が何人かいらっしゃいました。手帳1級で予算立

するときに、全体の数や1級の方の占める割合とかもよんでいただいたとは思いますが、多分今年度あたりのデータが出たら再度、確認をしてもらって、25、26年度と比べていただいたら、変わりが出ているかも知れないので、お手数ですがそのあたりの確認作業をお願いできたらと思っております。

事務局：27年4月1日現在で、精神の手帳1級の方が171人と把握はしております。先程言っていた支援区分についての発言をしていただいたおりましたので、その辺の対象者も見させていただいたのですが、なかなか支援区分というのはサービスを受けている方になりますので、そのへんも踏まえて、今回は精神の手帳の1級と、他市の状況も把握させていただきながら、進めさせていただきました。後、重度となっているにもかかわらず身体障害者手帳の上肢と聴覚障害の方が対象外になっておりますので、重度で移動が困難という形でずっと進めさせていただいた経緯はあるので、これについても対象者の基準をどうして行くかは課題になっております。

会長：支援区分も検討はしていただいたということですので、引き続き、より実態にふさわしいような形で検討いただくということにしたいと思います。

委員：タクシー券で、例えば聴覚障害者を加えた場合、精神障害者2級を加えた場合、いくらくらい増えるのか来年度以降、検討していただくことをお願いします。

会長：具体的に拡大するとなると精神障害者2級の方を加えたらどうなるのかと、それから聴覚障害者も加えてということですが、いかがですか。

事務局：精神につきましては費用を積算した中では、1級、2級の方を対象とするとなるとかなり費用的にはかかってくるかなと思います。それと、聴覚の方も1級は少ないけれども2級の方が多かったりしますので、実際に金額は出してはいないのですが人数的には増えるかと、これも実際に使っていいいただいている方の執行率というものが例年40%ぐらいです。それが全員の対象の方が使うとなると予算が足らないというのが実情になります。あと難病の対象の方もたくさん、福祉のサービスで332ありますし、小児慢性特定疾病ですと704疾病の方が対象となりますので、重症ということに限定させていただいたというところです。対象者の数が年々増えているというところです。

委員：入所施設に入っている方の移動支援の拡大ということですか、それは入所施設から地域へ出るために限定される、そういうことではないですか。

事務局：施設入所者とグループホーム入居者で施設やグループホームから自宅へ一時帰宅する際に、自宅から施設や、グループホームへ戻る際、施設職員やご家族の支援ができない場合ということになります。その場合は事前に障害者支援課のほうにご連絡いただきたいという内容になります。あと施設入所者とグループホーム入居者で二泊三日以上で自宅への帰省中の日で自宅発着で移動支援をご利用いただけるように考えております。今まででは使えなかつたかと思いますので、そこを拡充させていただきたいと思っております。それと後、就労移行支援、自立訓練、通所のみ、就労継続支援の新規利用者ということで、作業所への通所が何度か付き添ってもらえたならば一人で行けるようになると思われるケースの場合は、これも事前に障害者支援課のほうにご連絡いただきまして、一ヶ月を目処に移動支援をご利用し、通所の訓練を行っていただくようにしたいと考えております。

会長：グループホーム、施設入所者は移動支援は使えないけど、今のような用途の場合は使えるようにしていく、ということですよね。その他いかがでしょう。

委員：新規の施策についての質問なんですが、今回、期間をかけて議論したうえで、新規事業ということで450万の予算で、地域生活移行支援事業を行うと、その目的ですね、非常に意義があるということで出されているのかと思うのですが、その必要性と、この内容で障害者の入所施設で長期入所者を対象に施設から、グループホームへの住み替え、ということだと思うのですが、具体的には、これについても、うちの法人の施設でも、検討し、推進はしているところなんですかとも、ただ、出先の社会資源というのがほとんど今、事実上ない、というなかで、利用者に移行確認、職員向けの研修を行っても、出先の器がない

のにこれが果たして効果的かどうかというふうに、事業者としては疑問なところなんですが、けれども、その趣旨と具体的に考えている内容を教えていただきたいと思います。

事務局：精神障害者の方については従来から、病院からの地域移行ということで、なかなか入院しながら、次の退院して、地域で暮らすという、そういう意識付けなり、委員の施設では職員の意識付けと考えも持ちながらというところですが、病院内でスタッフも地域に向けてという意識が少ないようで、入院してしまうと、入院期間がずっと長くなつて、というところがあります。その中で精神障害者以外の方の部分でも同じような仕組みを作つていけないかなというところで、移行するに当たつて、まずは入所している方のニーズの把握のところから始めさせてもらつて、施設のほうにもお話をしていきたい、ということをしていかないといけないとは思つてはいるんですけども、そういったところで、地域に向けての移行に向けて、社会資源が無いよと言うところでは全然、この事業は進まないよということにはなるんですけども、地域に向けて戻つて行きたい、もともとのお家に施設から戻りたい、という方も何例かは支援をしているので、トータルとしてまとまつたシステム的に支援できていない、というところで仕組みを作つて、というところです。施設からというところもあるんですが、自立支援協議会の中でも在宅で家族と暮らしている中で、一人で暮らすという希望を持っている方もいらっしゃるので、施設から在宅だけではなくて、家族と暮らしているなかで独立して暮らす、もちろんグループホームの数が足りていない、というのも重々承知なのですが、グループホームに行って自分での生活をしていきたい、そういったところの支援をしつつ、キーマンを設定して市全体として、状況も把握しながら、希望がある人に少しでもやってもらえるように、というところで事業をしていきたいと考えています。

委員：自分の施設の実体しか知らないので、今の話でいくと実際、入所施設にいる方でも、施設から家に帰りたいと、いった声だとか、あるいは入所施設という文言に限らず、それ以外、地域で在宅で暮らしている人でも、家から出たいとか、広い意味での地域生活を充実するため、と理解してよろしいですか。

事務局：はい。

会長：有難うございました。その他いかがでしょうか。今年度は中身の濃い議論ができてきましたかと思いますので、次年度以降も実質的に少しでも障害者の施策が推進できるような議論ができたならなと、思います。

(議事終了)

傍聴者退出後、障害者支援課長より挨拶、その他事務連絡があり、閉会。